

平成22年10月13日

長野県知事 阿部守一様

県・国の施策に関する

要 望 書

長野県市長会

日頃、地方自治の推進、地域振興に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、真の地方自治の確立を進める上で行財政等多くの課題が山積する中、長野県市長会では、9月3日開催の第127回総会において各市から提案された別紙事項について、関係機関へ提案・要望することを満場一致で決定いたしました。

つきましては、これら提案・要望事項の実現に向け、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、国に対する事項につきましては、北信越市長会総会において審議し、全国市長会議を通じ、国に要望することとなっておりますので、御理解のうえ御支援を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

平成 22 年 10 月 13 日

長野県知事

阿 部 守 一 様

長野県市長会会長

諏訪市長 山 田 勝 文

県に対する提案・要望事項目次

地域公共交通維持に対する国と県の支援制度の確保充実について……………	1
長野県合併特例交付金の充実について……………	2
宝くじ事業の振興と効果的な資金運用等について……………	3
県の感染症対策について……………	4
土砂災害に係るハザードマップ作成に係る財政支援制度の拡充について……………	5
鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）の採択要件の緩和及び県補助金の復活について……………	6
不登校対策及び特別支援教育の充実について……………	7
文化財保護事業に伴う県費補助金の拡充、増額について……………	8
災害用備蓄用品に対する財政措置について……………	9
がん検診の受診率向上について……………	10

地域公共交通維持に対する国と県の支援制度の確保・ 充実について

「地域公共交通活性化・再生総合事業」は、地方自治体を始め多くの関係者が期待を持って取り組んだ事業ですが、今般、国の補助金が大幅に削減されたことから、事業実施に支障を生じています。

既に認定された「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」については、事業実施に支障が生じることのないよう所要の財源措置を講じるとともに、地域公共交通の維持・確保に向けた地方自治体の取り組みに対する国及び県の恒久的な支援を要望します。

長野県市町村合併特例交付金の充実について

合併自治体に交付される長野県の市町村合併特例交付金は要綱に示された限度額に比べ、例年交付される交付額が少なく期限内に限度額上限に満たないことが予見されます。

減少傾向にある市町村の財源を考慮し、合併に伴って生じた行政サービスの均衡化が迅速に図られるよう、また、交付金の趣旨を十分に踏まえた上で、長野県合併特例交付金を限度額上限まで交付するよう要望します。

宝くじ事業の振興と効果的な資金運用等について

宝くじは、その収益金等により地方財政資金の調達を始め、市町村の健全な発展、コミュニティ活動の促進等に大きく寄与してきました。

県、国においては、宝くじ事業のさらなる振興と、地方財政の一層の拡充等のため、効果的な資金運用と配分等の必要な改善策を早期に検討のうえ、市町村振興宝くじなど宝くじ事業のさらなる振興と、より効果的な資金運用と配分を実現するよう要望します。

県の感染症対策について

新型インフルエンザ等の感染症の流行への対応に際し、専門的かつ適切な体制を整えるとともに住民への適切な情報提供を行うため、県において、市町村及び関係機関との密接なネットワークを構築するよう要望します。

また、各保健福祉事務所は、県の現地機関として、有事に適切な対応が可能となるよう組織し、必要な専門職種の人員を配置するよう要望します。

土砂災害にかかるハザードマップ作成に係る財政支援 制度の拡充について

災害危険箇所を住民に周知するため、洪水及び土砂災害ハザードマップの作成が法律により義務付けられています。しかし、合併等による市町村の区域の変更や県による土砂災害警戒区域等の指定や地域防災計画の見直しなどにより、随時、ハザードマップの更新が必要となるため、その経費について国、県の財政支援制度の拡充を要望します。

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業） の採択要件の緩和及び県補助金の復活について

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）について、ハード事業（捕獲した鳥獣等の処理加工施設、電気柵、防護柵等）の採択要件は、費用対効果分析に係る資料を提出することとされていますが、電気柵や防護柵については、中山間地等の特性に鑑み、費用対効果に関わらず補助金の対象となるよう採択要件の緩和を要望します。

また、平成 20 年度で廃止された県の電気柵費用の補助について復活するよう要望します。

不登校対策及び特別支援教育の充実について

不登校対策として創設された県事業「笑顔で登校」支援事業については、3年間に限定した対策では事業効果が期待できないことから、実施期間（3年間）を撤廃するとともに県支援を充実するよう要望します。

また、発達障害等により特別な支援を要する児童生徒に対しきめ細やかな支援を行うために教職員の配置を充実するとともに、「いじめ」や「不登校」、「学校不適應」などの問題を抱える児童生徒、保護者及び教職員へのカウンセリング機能を充実させるため、スクールカウンセラーの配置を進めるよう要望します。

文化財保護事業に伴う県費補助金の拡充、増額について

県内の国・県指定文化財は、平成 18 年の 969 件が、平成 22 年 6 月現在 1,099 件と増加しております。本県には多数の指定文化財があり、今後調査の進展により更に増えるものと考えられ、積極的な整備・保護により継承する必要があります。

国・県指定の文化財保護事業について、市町村の負担が増大している現状であるので、県費補助金の拡充、増額を要望します。

災害用備蓄用品に対する財政措置について

災害用備蓄用品は、災害時に応急処置ができるよう一般財源により計画的に購入していますが、必要量を確保することが重要であることから、国又は県による財政措置を制度化するよう要望します。

がん検診の受診率向上について

悪性新生物は、昭和 56 年からわが国の死亡原因の第 1 位となり、現在に至っており、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっています。

国は、平成 19 年 4 月がん基本法を制定、同年 6 月、同法に基づき「がん対策推進基本計画」を策定し、県においても、がん対策推進計画が策定され各種施策が進められてきているところです。

これらの施策の中で、がんの早期発見のため、国は受診率 50%を数値目標にしていますが、長野県の平成 20 年度の実態は、胃が 8.8%、肺が 13.8%、大腸が 16.8%、子宮が 19.2%、乳房が 5.7%と、目標にはほど遠い数字となっています。

については、受診率の向上に向け、市町村の相互乗り入れ制度の拡大やがん検診車の増車、検査機器の整備、医療従事者の確保等を進めるよう要望します。

国に対する提案・要望事項目次

都市自治体の財政基盤強化施策の拡充等について……………	12
公共交通の維持・確保と都市基盤整備の充実について……………	14
地域の保健福祉施策の充実について……………	16
農林業施策の充実と地域の防災対策の推進について……………	17
地域の一体化の醸成・促進について……………	18

都市自治体の財政基盤強化施策の拡充等について

地方自治の確立に向け、都市自治体の財政基盤の強化が求められていることから、地方の財源措置の充実を図るとともに、各種起債制度の拡充・見直しが必要となっている。

また、国の制度改正に伴い、地方で発生する費用については、国においてその全額を負担すべきものであること、国立大学は地域の活性化に関し、関係市町村や地元企業等と連携して取り組んでいることから、次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

- 1 起債事業については、起債を充当して用地を取得した後に、事業を中止または変更する場合、既に借り入れた額を一括繰上げ償還しなければならないが、取得した用地を活用した起債該当事業に変更する場合など、取得した用地が有効に活用される場合においては、用地費を含めた事業計画の変更を認めること。
- 2 合併特例債は、合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置として創設され、合併後 10 年を限度として発行できることとなっているが、合併後の経済状況の悪化等により、建設計画期間の延長を余儀なくされていることから、合併基盤整備事業が円滑、かつ計画的に実施できるよう、発効期限を 5 年以上延長すること。
- 3 平成 22 年度から行われる公的資金補償金免除繰上償還について、財政状況に関わらず全ての自治体を対象として、市町村財政の健全化に資するよう更なる条件緩和を検討すること。特に公立病院改革ガイドラインに沿った「公立病院改革」に取り組んでいる自治体に対しては、病院事業債の繰上対象の拡大を行うこと。
- 4 小中学校耐震化事業等、仮設校舎の整備を伴う大規模な事業の実施において、地方自治体の財政負担を軽減し、事業を促進するため、本体工事と一体となる仮設校舎のリースについて起債対象とするよう制度を見直すこと。

- 5 過疎地域での学校の統廃合を進めるため、過疎債の対象として、学校施設であるグラウンドやプール等の整備を加えること。
- 6 過疎地域の自立を促進するため、道路や橋梁、公共施設の維持管理・修繕費についても過疎債の対象とすること。
- 7 外国人住民の住民基本台帳法適用に伴い、各市町村で必要となる住民基本台帳システムの改修については、全額国による適正な財源措置を講ずること。
- 8 宝くじが、その収益金等により地方財政資金の調達を始め、市町村の健全な発展、コミュニティ活動の促進等にこれまで果たしてきた役割は多大であることから、国においては、宝くじ事業のさらなる振興と、地方財政の一層の拡充等のため、効果的な資金運用と配分等、必要な改善策を早期に講ずること。
- 9 信州大学は、長野県に所在する国立大学として、地域における学術研究、高等教育を受ける機会の提供、地域発展に寄与する人材の育成、産学連携による地域活性化など、関係市町村や地元企業等と連携して取り組んでいるところであり、必要不可欠な存在であることから、国立大学法人等の教育力や研究開発力向上のため、長期的な観点から必要となる国立大学法人運営費交付金を確保すること。

公共交通の維持・確保と都市基盤整備の充実について

少子・高齢化が進行する地方においては、必要とする公共施設等への住民の移動手段の確保・維持が課題となっており、平成19年に制度化された「地域公共交通活性化・再生総合事業」は、地方における公共交通再生に向け、積極的に取り組まれていたところである。しかし、平成22年度において、一方的に補助金が削減され、地方の取り組みに水を差す結果となったことは誠に遺憾である。

地方における公共交通の確保は、住民の移動権を保障するために重要であることから、次の事項について、国による支援を行うよう要望する。

また、地方の都市基盤の整備を進める上で支障となっている事項について、次のとおり改善するよう要望する。

- 1 住民の移動権を保障するため、地域の公共交通を確保・維持するための地方の取り組みを支援するための恒久的な財政措置を制度化すること。
- 2 地方鉄道の維持、改善に向けた支援策である「鉄道軌道輸送対策事業費補助」には、計画期間に対応し補助対象経費額が鉄道事業者の全事業決算における経常損益の平均額を超えることを求める要件があるが、交通事業者が鉄道事業の損失をその他の事業収益で補填し経常収益を確保した場合にも適用されるため、公共性の高い地方鉄道事業を継続しようとする企業の努力を阻害すること、分社化等により経営体質の弱い鉄道事業者が公共交通を担うことへの懸念もあることから、当該要件について、鉄道事業者ごとの事情に配慮した柔軟な運用を行うこと。
- 3 ライフライン機能強化事業の一環である布設後20年を経過した老朽铸铁管更新事業の国庫補助の採択要件が、今年度から資本単価70円/m³以上が90円/m³以上となったが、資本単価の要件については、地域の実態に合わせた適正な単価とすること。
- 4 ペット葬儀の需要が増える一方で法規制がない状況が続いているこ

とから、霊園やペット火葬施設が、近隣の住民感情に配慮した適切な施設となるよう廃棄物処理法等の法令の整備を行うこと。

- 5 道路改良に伴う用地買収の際、特に中山間地域では、相続を原因とする所有権の移転登記がなされておらず、相続人の確定が困難な箇所が多数存在し、その解決に多大な時間と労力さらには経費を要することから、事業が長期化する大きな要因になっている。このため、長期間相続登記が放置され、相続人が多数となり相続登記が困難となっている場合などに、土地取得を早期に解決する制度を創設すること。
- 6 管理放棄された空き家・空き地については、樹木管理上の問題、不審火・空き巣などの犯罪発生の危惧、建物倒壊の危険等、近隣住民に迷惑や危険を及ぼす場合があり、これらを回避するため、自治体等が弾力的に対応できるような制度を創設すること。
- 7 農業集落排水施設を統廃合する際は、財産処分の承認条件において廃止となる処理場の跡利用は地域活性化を図るものとされているが、処理場は特殊施設のため具体的な跡利用計画を立てにくいのが現状であり、財産処分に係る承認条件を緩和し、申請手続きを簡略化すること。

地域の保健福祉施策の充実について

地域において、穏やかで豊かに暮らせる地域社会を構築するため、地域医療の確立や、少子化対策など、都市自治体が取り組むべき課題が山積しているが、地方における取り組みには財政面で限界があることから、次の事項について国による財政措置を講じるよう要望する。

- 1 医療法に定める「地域医療支援病院」の要件を満たす、地域の中核となる病院については、民間病院であっても、地域医療を守る観点から健全な経営を確立することが必要であることから、施設の改修や耐震改修、移転費用等に対する国による補助制度を拡充すること。
- 2 平成22年度まで措置されている妊婦健診の公費助成費用については、平成23年度以降も、引き続き国による財源措置を継続すること。
- 3 社会福祉施設整備事業のうち、児童館・児童センターの施設整備、放課後児童クラブ施設の施設整備については、補助基準額が実態を反映していないため、市町村に超過負担が生じていることから、補助基準額の引き上げを行うこと。また、国庫補助金については、必要かつ十分な予算を確保すること。
- 4 公立保育所の運営を充実・安定させるためには、十分な財源措置が必要であることから地財措置を充実すること。また、用地の取得費用について、助成制度を創設すること。
- 5 国民健康保険事業は、長引く不況により被保険者の所得が減少していることに加え、今年度の診療報酬改定により医療費が増加したことにより、大幅な財源不足が生じる見込であり、事業の安定的持続的な運営に支障を来す状況となっている。特別会計による運営が義務づけられている国民健康保険事業への一般会計からの法定外繰入について、限界があることから国による財政支援を増額すること。

農林業施策の充実と地域の防災対策の推進について

少子・高齢化が進む中山間地域においては、野生鳥獣の増加により農林業被害が増加しており、緊急な対応が求められている。また、松くい虫被害が拡大していることから、市町村単独での対策が必要となるなど、抜本的な見直しが必要となっている。

これらの農林業施策にあわせ、地域の防災対策等を、計画的に進めるため、次の事項について実現を要望する。

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）について、ハード事業（捕獲した鳥獣等の処理加工施設、電気柵、防護柵等）の採択要件は、費用対効果分析に係る資料を提出することとされているが、電気柵や防護柵については、中山間地等の特性に鑑み、費用対効果に関わらず補助金の対象となるよう採択要件の緩和を要望する。
- 2 松くい虫被害が年々増大している現状から、市町村では、森林病害虫等防除事業補助金交付要綱に基づく配分枠を超える事業について、市単独事業で対応せざるを得ない状況となっていることから、防除のために必要な国の補助制度を拡充すること。また、現在の被害対策では、被害の拡大を遅延することはできるが撲滅させることは困難であるため、抜本的な対策を進めるよう防除法を改正すること。
- 3 災害危険箇所を住民に周知するため、法律により義務付けられている洪水及び土砂災害ハザードマップの作成にあたっては、市町村合併や地域防災計画の見直しに合わせ、随時、最新のものに更新していく必要があるため、その経費について、国による財政措置を拡充すること。
- 4 災害用備蓄用品は、災害時に応急処置ができるよう一般財源により計画的に購入しているが、必要量を確保することが重要であることから、国による財政措置を制度化すること。
- 5 新設や改良工事の整備を希望する農道は、延長も短く採択基準である受益面積5ha以上を満たさない箇所が多く、事業採択申請ができない状況にあるため、受益面積を引下げ緩和すること。また、小規模改修や簡易な暗渠排水・湧水処理等の実施により、自給率向上を図るための支援事業であった農地有効利用支援整備事業を復活すること。

地域の一体化の醸成・促進について

少子・高齢化が進行する地域において、合併を選択した地域の新市町村としての一体感の育成や、合併を選択しない町村との広域連携による行政の効率化などが求められていることから、次の事項について、要望する。

- 1 合併により発足した新市の行政区域を管轄する労働基準監督署等については、新市の住民の利便や新市の一体感の醸成に配慮し、管轄区域を速やかに再編すること。また、衆議院小選挙区等、1市町村が複数の選挙区に分割されている区域が発生した場合は、早期に選挙区の見直しを行うこと。
- 2 定住自立圏構想の中心市(周辺地域に都市機能が及んでいる市)の要件は、①原則人口5万人以上(少なくとも4万人超)、②昼夜間人口比率1以上とされているが、基準に満たなくとも、地域の特色を活かした生活に密着した有益な取り組みや地域の課題解決へ結びつく方策などを対等・協力の関係にたって自主的な協議により、迅速、柔軟かつ的確に実現する圏域を支援するため、地形的条件などから、一体性のある地域として一定の圏域を形成し、これまで連携や協力をしてきた地域特性などを考慮し、柔軟に運用すること。